

九州ふっこう応援割 ～みやざき割キャンペーン～ 取扱マニュアル

< 宿泊事業者用 >

実施期間

令和8年10月1日(木)～12月25日(金)

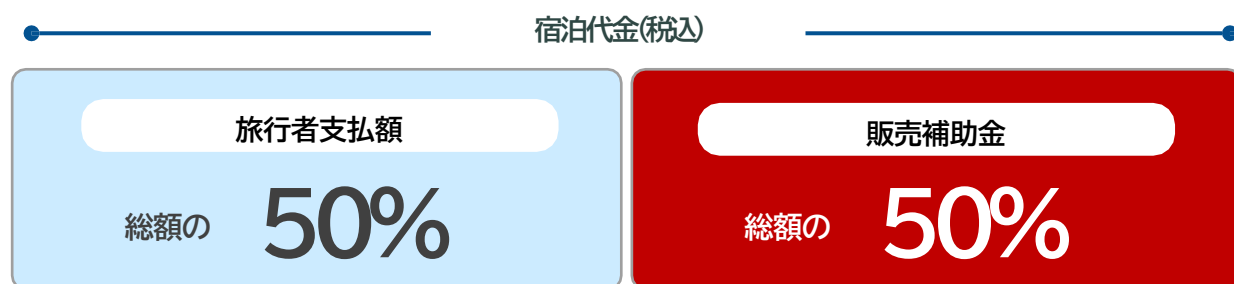
2026年10月09日
ver.6.0

1. 目次

- 1 目次
- 2 事業概要
- 3 留意事項①
- 4 留意事項②
- 5 留意事項③
- 6 補助金（販売補助金）算出手順①
- 7 補助金（販売補助金）算出手順②
- 8 補助金（販売補助金）算出手順③
- 9 旅行者事由により旅行商品が
取り消された場合の補助金取扱いについて
- 10 旅行者における利用条件
- 11 宿泊事業者販売スキーム ①宿泊施設直接予約の場合
- 12 宿泊事業者販売スキーム ②旅行会社経由で予約の場合
- 13 宿泊商品の補助対象と対象外①
- 14 宿泊商品の補助対象と対象外②
- 15 宿泊事業者の参画登録について
- 16 宿泊事業者の参画登録について
- 17 予約受付から精算までの流れ
- 18 利用申請書(宿直)
- 19 利用申請書(旅行会社)
- 20 利用申請書(OTA)
- 21 精算業務
- 22 精算業務
- 23 連絡先一覧

2. 事業概要

- 事業名称:九州ふっこう応援割～みやざき割キャンペーン～
- 事業期間: 令和8年10月1日(木)～令和8年12月25日(金) ※12月26日(土)チェックアウト分まで
予算がなくなり次第終了
- 予約開始日: 令和8年9月25日(金) OTA(楽天トラベル、じゃらん)
令和8年9月28日(月) 宿泊施設直接販売、旅行代理店 ※準備が整い次第販売開始いたします。
- 対象者: 宮崎県内の登録宿泊施設への旅行・宿泊の国内旅行者・訪日旅行者
※子供・乳幼児も1名としてカウントいたします(有料・無料問わず)。
※営利目的を伴うビジネスや公費利用の出張は対象外です。
- 利用条件: 旅行当日チェックイン時に同意書内容を確認後、利用(代表者)が署名。
※有効な確認書類は、P18を参照
- 補償対象: ① 宿泊商品
② 宿泊を伴う旅行商品(企画旅行(募集型・受注型、手配旅行)
③ 宿泊を伴う交通付旅行商品
④ 周遊型旅行商品
※旅行商品に含まれる宿泊は、本事業に参画登録済の「宿泊施設」にて提供される必要があります。
※旅行商品に含まれる物品やサービスは、旅行事業者により、出発前までに手配され、旅行代金が確定している必要があります。
- 補助割引率:【宿泊(旅行)代金への割引率】宿泊(旅行)代金の最大50% ※1円未満切り捨て



対象商品	◆宿泊商品単品 ◆宿泊を伴う 交通付旅行商品(1泊)	◆宿泊を伴う 交通付旅行商品 (2泊以上)	◆周遊型旅行商品 宿泊地が2県以上の旅行商品)
上限金額 1旅行予約・ 1人あたり	20,000円	30,000円	35,000円

3. 留意事項①



九州ふっこう応援割～みやざき割キャンペーン～は、令和8年熊本地震により観光客のキャンセルが相次いでいる九州の観光需要の回復および風評被害の払拭を図るため、国が旅行代金の一部を補助する支援策です。現在実施している『ひなタビみやざき宿泊キャンペーン』と異なりますので、充分ご留意の上でご対応頂くようお願いいたします。

ビジネス目的での利用は対象外／割引対象は「1旅行予約1人あたり」

留意点

1

- 本事業の目的は九州地方の観光支援。
- **公費出張、営利目的の出張、企業名の領収書、ビジネスパック・ビジネスカードの利用等は対象外**とする。
- 連泊制限は設けない一方で、**割引対象は1泊1人あたりではなく「1旅行予約1人あたり」と**するため泊数に関わらず割引上限額(20,000円)は変更なし。
(1旅行予約1人あたりの割引補助額の適用方の説明はP.6を参照)

留意点

2

訪日旅行者（インバウンド）も対象

- 訪日旅行者も加わったことで、全ての旅行者が対象となる。
- 国内旅行者も訪日旅行者も**既存予約は対象外(開始後の新規予約のみ対象)**とする。
- 不正抑止のため、国内旅行者も訪日旅行者も**チェックイン時に署名が必要**。

留意点

3

地域クーポンの撤廃に伴う宿泊代金の下限撤廃

- **地域クーポンの運用は「なし」**。
- 宿泊代金に対する支援(割引)のみとなるため、**宿泊代金の下限は「なし」**。
- 各市町村の独自割引等との重複は可能(ただし条件あり)。
(各市町村の独自割引等との併用に関する説明はP.4を参照)

留意点

4

参画する旅行事業者（旅行会社・OTA）は一定程度限定される

- 九州地方内における多様な旅行商品を取り揃えている地場の旅行事業者の活用を優先。
- 参画募集期間を過ぎた旅行事業者の参画は認めない。
- 参画する旅行事業者は別途受付をし、予算配分を行った上で取扱開始となる。

4. 留意事項②

一方、下記は九州ふっこう応援割～みやざき割キャンペーン～においても、「ひなタビみやざき宿泊キャンペーン」と似たような運用をしていく予定です。間違いやすい部分もあるため、正しく認識頂くようお願いいたします。

1

OTA経由の予約の「直受け予約」へのすり替え厳禁

- ◆ OTA(楽天・じゃらん等)経由の予約の本キャンペーンにおける定義は…
「OTAでシステム上割引が適用され、施設への通知時点でお客様の支払い金額が割引後料金で表示されているもの」となります。
OTAの販売開始日はOTAのシステム設定(予算原資投入)完了後になるため、キャンペーンで定めた予約開始日と一致せず遅れる場合があります。
- ◆ OTAのシステム設定完了前に入っていた「通常予約」のすり替え。
- ◆ OTAの原資が尽きて割引設定のされなくなった「通常予約」のすり替え。
これらに関しては全て割引適用外であり、たとえ宿泊施設様がオリジナルで「応援割対象プラン」という名前で販売していても、これを直受け予約にすり替えて施設の予算で割引を行うことは不可となります。OTA経由の予約と直受け予約は明確に区別をして下さい。
- ◆ OTA経由の予約については、施設様への原資の支払いはOTAが行うため、事務局へ請求することはできません。

2

利用者確認の実施

本キャンペーンは大前提として、割引を適用するお客様(利用もしくは代表者)の確認が必要です。

目的は下記の通りです。

- ◆ なりすまし(予約者と実際の宿泊者本人が異なる)等の不正を抑止するため。
- ◆ 虚偽申請を抑止するためチェックイン時に利用申請書に署名させること。
- ◆ 利用者実態の把握と効果分析に活用するため。

3

各市町村の独自割引等との併用時の手順

市町村の独自割引分を総額から先に引き、残った金額を基本宿泊代金として計算する。一方、利用者が会員等の資格として保有するポイントやマイレージを支払い手段として用いるものはこれにあたりません。

- ▼ 市町村の独自割引等を利用した際の割引例: 宿泊代金 10,000円 市町村割引 3,000円の場合
宿泊代金(10,000円)から市町村割引(3,000円)分を差し引いた額をもとに基本宿泊代金を算出。
 $10,000円 - 3,000円 = \text{基本宿泊代金は} 7,000円$
 $7,000円 \times 50\% = \text{割引額は} 3,500円$

旅行者支払額(50%) 3,500円	割引額(50%) 3,500円	市町村の割引等 3,000円
-----------------------	--------------------	-------------------

市町村等の割引適用後の7,000円が割引補助額の算出基準

5. 留意事項③

＝＝＝＝＝補助対象となる商品を販売する際の留意点＝＝＝＝＝

① 宿泊予約を捏造していないこと

- 旅行者が予約した宿泊施設には必ず旅行者の参加、宿泊実態があることが補助の条件となります。
- 宿泊日、宿泊者が確定しない予約や、権利放棄を前提とした宿泊商品は補助対象外です。

② 事前に商品として組み込まれたもののみが補助対象となる

- 宿泊税、入湯税は含みません。サービス料、保険料は商品の中に含まれていれば、補助対象です。
- 商品に含まれる食事は補助対象ですが、現地で追加注文した食事や飲み物は補助対象外です。

③ 宿泊代金の水増しにつながる行為は補助対象外となる

- 詳細は下記「宿泊商品に含められないもの」を参照下さい。

④ 参画登録のない宿泊施設の販売は補助対象外となる

- 補助金を適用して販売される宿泊施設は、九州ふっこう応援割 ～みやざき割キャンペーン～ に宿泊施設として参画登録していることが必須となります。

本事業の実施に伴い、通常の販売価格と比較して不当に宿泊料金・旅行代金を引き上げるなど、いわゆる「**便乗値上げ**」と認められる行為は厳に慎んでください。

事務局において不適切な価格設定が疑われる場合は、販売価格や過去の販売実績等について確認を行い、必要に応じて是正を求める場合があります。

＝＝＝＝＝宿泊商品に含められないもの＝＝＝＝＝

次のものは、補助対象とする宿泊商品に含めることはできません。

① 現金および現金同等に扱われる金券、換金目的又は換金性の高いもの

- 店舗が独自に発行する商品券等 紙・デジタルを問いません
ただし、**次の(ア)～(ウ)の全てを満たすものに限って**は商品に含めることが可能です。
(ア) 用途となる物品またはサービスが、券面に記録されたものである
ただし**宿泊施設の館内利用券に限り金額の明示は可能**
(イ) 用途が具体的に特定されている、または限定された複数の用途の中からひとつを選択して利用するもの
(ウ) 旅行(宿泊)期間内に目的地でのみ利用できるもの
- 収入印紙や切手
- Quoカード、図書カードなどの換金性の高い商品

② 自社で価格決定をする宿泊商品に対して付与する割引クーポン

- * 付与することは制限しませんが、本事業の割引額を算出する前に適用下さい。
(例) 10,000円の宿泊で1,000円の割引クーポンを利用する場合は、1,000円分を事前に引いた9,000円を基本宿泊代金とし割引額を算出。

6. 補助金（販売補助金）算出手順①

販売補助金は、合計宿泊代金を基準に算出します。

合計宿泊代金は、

一つの旅行として申し込まれた旅行者全員の総額(以下「合計宿泊代金」という)をいいます。

《販売補助金の確認手順》

①1旅行予約ごとに、宿泊代金総額に対して50%を乗じます

・宿泊者が複数いる場合は、宿泊者全員の宿泊代金を足しあげた総額に対して50%を乗じます。

②1旅行予約1人あたりの割引上限額(20,000円)を、宿泊合計人数で乗じます

・宿泊合計人数には子供や乳幼児も含めます。

③上記①と②を比べ、上限を超えた場合、上限金額までが実際の販売補助金となります

例①

大人2名、子供1名参加/2泊3日の宿泊旅行
合計宿泊代金：170,000円 の場合



①合計宿泊代金(50%)

合計宿泊代金 …170,000円

販売補助金 …50%

$170,000円 \times 50\%$
= 85,000円

②上限額(上限×人数)

販売補助金上限…20,000円

人数 … 3人

適用

$20,000円 \times 3人$
= 60,000円

③上限
チェック



7. 補助金（販売補助金）算出手順②

例②

宿泊料無料の乳幼児が参加する場合
大人2名、乳幼児1名参加/2泊3日の宿泊旅行合
計宿泊代金:110,000円 の場合

①合計宿泊代金(50%)

合計宿泊代金 …110,000円

販売補助金 …50%

適用

$110,000円 \times 50\%$
 $= 55,000円$

②上限額(上限×人数)

販売補助金上限…20,000円

人数…3人

③上限
チェック



$20,000円 \times 3人$
 $= 60,000円$

例③

1予約であるが、各自宿泊数がそれぞれ異なる場合
大人3名(1人1泊1人2泊1人3泊)/3泊4日の宿泊旅行合計宿
泊代金:48,000円(@8,000)の場合



①合計宿泊代金(50%)

合計宿泊代金 …48,000円

販売補助金 …50%

適用

$48,000円 \times 50\%$
 $= 24,000円$

②上限額(上限×人数)

販売補助金上限…20,000円

人数…3人

③上限
チェック



$20,000円 \times 3人$
 $= 60,000円$



【注！】上記のパターンで人数変更や泊数変更
(3泊の人が2泊になる／1泊の人が取消になる)などが発生した場合は、
最終的な「総額」「人数」で同様の計算をし、補助金額を算出します。
※キャンセル料を含めることはできません。

8. 補助金（販売補助金）算出手順③

当事業以外の補助を利用する場合

宿泊代金から補助分を引いた額をもとに販売補助金を算出します。

(例) 10,000円 - 1,000円(補助分) = 9,000円 → 9,000円 × 50% 販売補助金は4,500円

旅行者支払額 4,500円	販売補助 4,500円	その他 補助
------------------	----------------	-----------

その他補助
1,000円を
引いてから
算出します

その他補助適用後の9,000円が補助金の算出基準

※当事業以外の補助とは自治体が独自で実施をする補助制度

市町村割引やクーポン割引(補助) 宿泊代金から先引きします

補助の対象外となる金券類が含まれる場合

宿泊代金に <補助の対象外となる金券類> が含まれている場合は、
申請できません。

次のような現金、「現金と同等に扱われる金券類」、「有価証券」、「購入した旅行事業者以外で旅行者が容易に払い戻し可能な普通乗車券類」等を旅行代金に含めることは、旅行料金を水増しする行為と判断し、旅行全体が補助の対象外です。

- 現金および金券類（ＱＵＯカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等 紙・デジタルを問いません）
- 鉄道の普通乗車券（特急券・指定席券等を含む）回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）
- 収入印紙や切手

(例) 40,000円 宿泊代金/ 2泊3日の単県宿泊を伴う旅行/
(10,000円相当の金券類が含まれていた場合)

旅行者支払額 30,000円	金券類 10,000円
-------------------	----------------

補助対象外の
金券類

合計40,000円

申請不可



9. 旅行者事由により、旅行商品が取り消された場合の補助金取扱いについて

通常の宿泊予約と同様に各宿泊事業者・旅行事業者の約款等に従い、お取り扱いください。
基本的な考え方は次の通りです。

販売補助金は、通常の「宿泊代金」を減額するものではありません。そのため、販売補助金が適用された「決済済みの宿泊代金(旅行者支払額)より取消料が多くなる場合、**その不足分は旅行者の負担**となることとなります。

ただし、販売時に「〇〇%割引」「〇〇円引き」のような「旅行者が値引きと誤認するような表現」をした場合は旅行者の支払うべき対価が減額したものと捉えられかねませんので注意をする必要があります。

【例】 取消料100%の補助金適用を受けた旅行商品が取り消される場合

例: 宿泊代金: 大人1人 20,000円 取消料: 100%

取消料は「販売補助金が適用される前の宿泊代金(20,000円)」に対して生じる。

旅行者支払額より取消料が多いため、この例では不足額(10,000円)を旅行者が追加で支払い。

旅行者支払額	取消料不足分
10,000円	10,000円
取消料に充当	旅行者から追加で徴収

既存予約の取扱いについて

- **本キャンペーンの開始前に予約された宿泊は対象外**になり、予約開始日（発売開始日）以降に予約された宿泊が補助の対象になります。
- ・OTA（じゃらん・楽天トラベル）は令和8年9月25日（金）以前の宿泊予約記録は対象外になります。
- ・宿泊施設直接販売・旅行会社は販売開始日が異なり一律ではありませんが予約開始日以前の宿泊予約記録は対象外です。

補助対象商品の予約期間について

事業期間内であっても宮崎県の判断で新規予約の受付を停止することがあります。

添乗員・ガイド（乗務員）の扱いについて

添乗員やガイド（乗務員）は、通常旅行代金に内包されており、補助金人数としてカウントできません。
（旅行者ではなく、原価の扱い）

※旅行事業者から対象者として通知があった場合は、旅行事業者へご確認の上、ご対応ください。

10. 旅行者における利用条件

利用条件 宿泊当日に利用(代表)者が「利用申請書」に署名すること

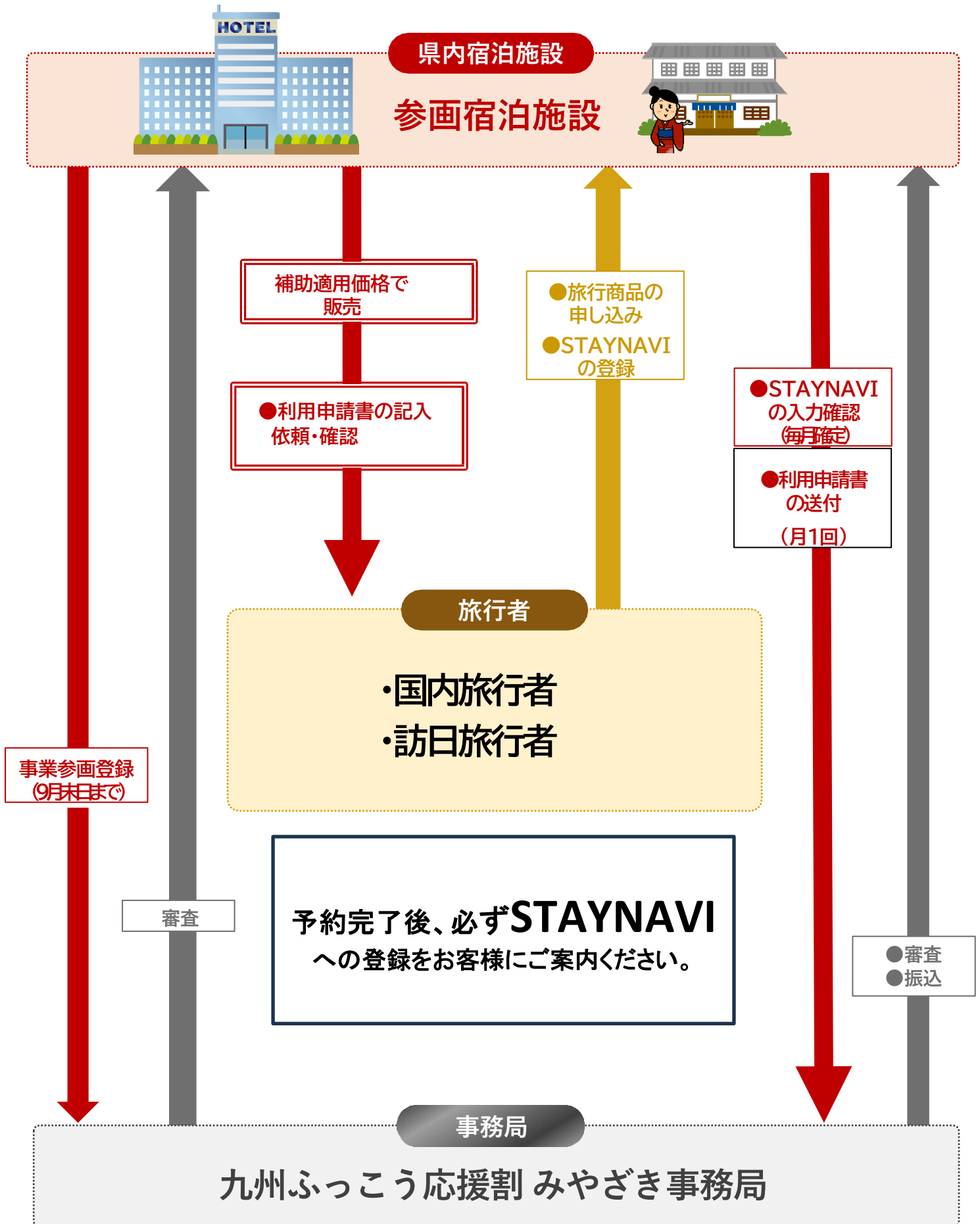
宿泊施設申込み予約・チェックイン時

補助適用対象者	国内旅行者・訪日旅行者
適用に必要な書類	必ず、「利用申請書」への署名(利用者代表者)が必須となります。 ※個人情報につきましては、本キャンペーンでの審査及び確認で利用させていただきます。 自治体及び当事務局、その委託先を除く第三者に提供することはありません。
利用申請書への署名ができない場合	「利用申請書」への署名を確認できない場合、補助対象外。後日の提出は不可。 ※OTA(楽天・じゃらんなど)、旅行会社(対面販売)経由の予約についても、同様に宿泊施設での署名が必要となります。
その他	下記の内容を必ずお客様へご案内してください。 ● 条件を満たさない場合の対応(取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容、前日・当日の連絡先、参加可否等) ● 複数人の参加者のグループの一部が条件を満たさない場合の同行者の対応(取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容等)

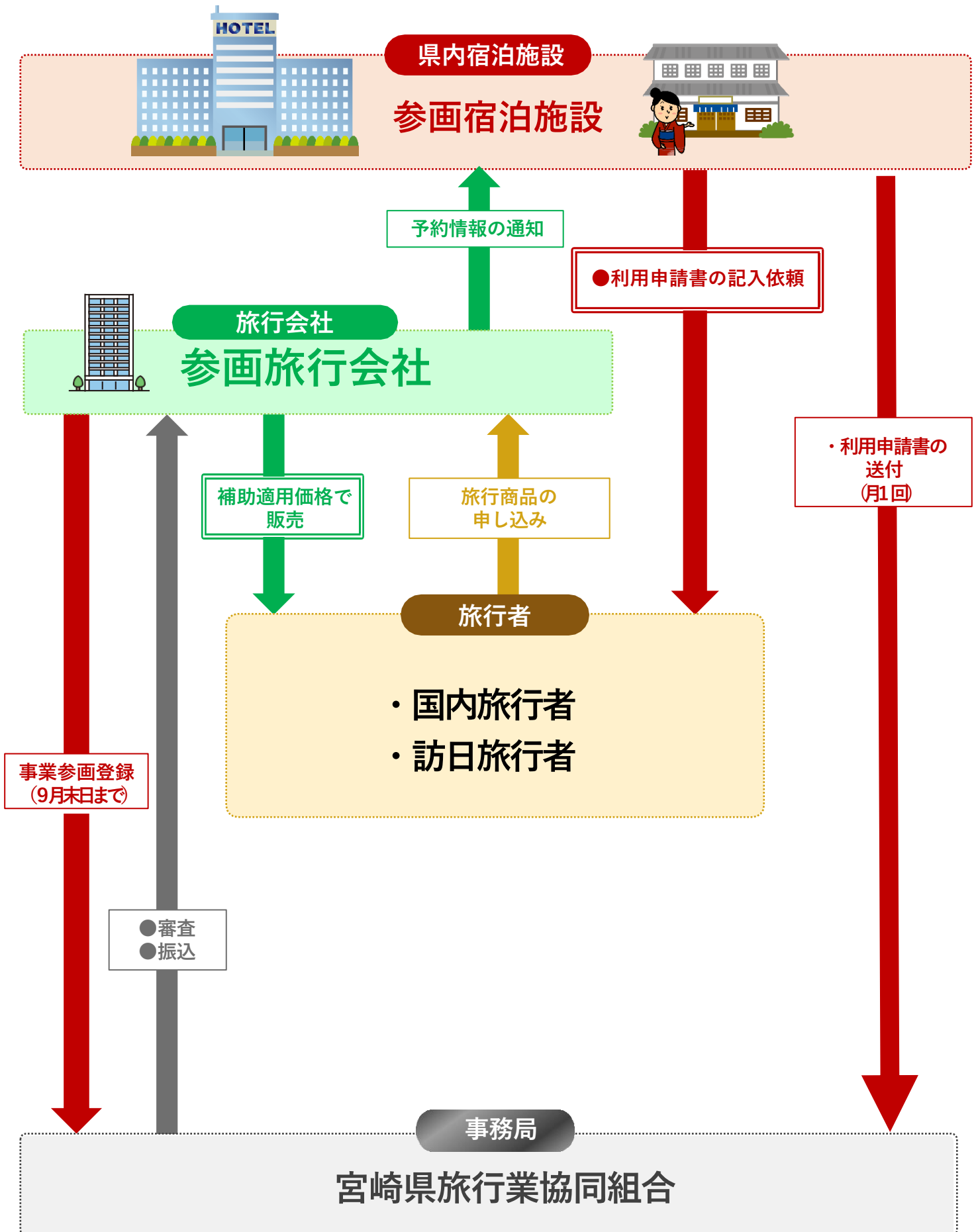
チェックイン時確認事項の留意点

販売窓口がどこであっても必ずチェックイン当日に

利用申請書への署名 を実施してください。



12. 宿泊事業者販売スキーム ②旅行会社経由で予約の場合



13. 宿泊商品の補助対象と対象外①

補助対象

■ 宿泊代金として対象になるもの

● 宿泊サービス

参画登録のある宮崎県内「宿泊施設」



例旅館、ホテル、民泊、宿泊施設に準ずるもの等
・ デイユースを除く

● 物品やサービスを加えることも可能です

食事代・飲料代

入場観光施設

体験型アクティビティ



レンタサイクル

その他各地土産物など



- ① 商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること
- ② 商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと
- ③ 旅行者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること
- ④ 行程に国外の地域が含まれないこと
- ⑤ ライセンスや資格の取得を目的としないこと
- ⑥ 上記①～⑤のほか、対象商品として適切でないと認めるものではないこと



補助対象外

■ 宿泊代金として対象とならないもの

● 不適切行為を伴う補助申請

- ① 「当日無連絡取消」や「旅行の取消」で実際の参加がなかった場合
- ② 途中離団により、旅行者が旅行日程の一部に参加しなかった場合
- ③ 旅行内容や宿泊日、宿泊者が確定しない「旅行の権利」のみが販売された場合
- ④ 旅行者が日程の一部を権利放棄することを前提とした旅行商品が販売された場合
- ⑤ 架空予約など、旅行や施設の予約が捏造された場合
- ⑥ 現金および現金同等に扱われる金券、換金目的または換金性の高いものを含む場合

次のような「現金」、「現金と同等に扱われる金券類」、「有価証券」、「購入した旅行事業者以外で旅行者が容易に払い戻し可能な普通乗車券類」等を旅行代金に含めることは、旅行料金を水増しする行為と判断し、旅行全体が補助の対象外です。

- 現金および金券類（ＱＵＯカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等 紙・デジタルを問いません）
- 鉄道の普通乗車券（特急券・指定席券等を含む）回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む等）
- 収入印紙や切手

⑦ 自社で価格決定をする旅行商品に対して補助を行う補助クーポン等を含む場合

- 価格決定権がある事業者による、自らの補助対象商品にのみ使用可能な補助クーポン
- 価格決定権がある事業者による、自らの補助対象商品にのみ付与されるポイント等

14. 宿泊商品の補助対象と対象外②



補助
対象外

■その他の留意すべき補助金申請

① 配宿行為を伴う特定の大会への参加を目的とする場合

次の特定の大会では、配宿センターにより旅行者へ宿泊施設が割り当てられます。そのため、旅行者が任意の宿泊施設を選択することができません。

旅行者への公平な旅行商品の提供ができないため、次に定める特定の大会の参加資格を有する選手、監督、コーチ、スタッフ等による、特定大会への出場およびその補佐を目的とした旅行は旅行全体が本事業の対象外となりますのでご注意ください。

この取扱いを求める特定の大会は次の9つのみです。

また、この規定は配宿行為を伴わない旅行(参加者の応援をするためのいわゆる応援団による旅行等)を制限するものではありません。

1. 国民体育大会
2. 全国障害者スポーツ大会
3. 全国高等学校総合体育大会(インターハイ)
4. 全国中学校体育大会(全中)
5. 全国健康福祉祭(ねんりんピック)
6. 全国植樹祭
7. 全国育樹祭
8. 全国豊かな海づくり大会(豊漁祭)
9. 全国高等学校総合文化祭(高校総文祭)

② ビジネス・公務での利用の場合

ビジネス利用ならびに公務(一部補助含む)での宿泊は補助の対象外です。

③ 九州以外の地域が含まれた旅行商品について

旅行契約に定められた旅行期間に、九州地方以外の宿泊が含まれている旅行は九州地方を含む全てが補助の対象外となります。



宮崎県内の宿泊事業者の参加申込について

参画の申し込みは 宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合 にて承っております。

宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合

〒880-0811 宮崎県宮崎市錦町1番10号 宮崎グリーンスフィア壱番館7階
TEL:0985-65-8690 、 0985-24-4730 FAX:0985-23-0715
メールアドレス:kumiai04@dune.ocn.ne.jp

(1)参加申込の際は、専用サイトよりダウンロードして頂き、下記に提出が必要となります。

①参画申請書 ②誓約書(押印要) の2つの書類の原本を郵送



(2)上記組合にて、書類を確認後、承認通知



(3-1)宿直予約を受ける施設

- ①STAYNAVIへの事業者登録
- ②予算配分後、STAYNAVI上を「稼働」に変更
- ③予算管理をSTAYNAVI上で行う。



(3-2)宿直予約を受けない施設

販売方法はOTA(楽天・じゃらん)
又はリアル旅行会社の商品のみ

<お問い合わせ先>

九州ふっこう応援割 みやざき事務局

<宿泊事業者専用>

受付時間 09:15 ~ 17:00(土日祝日も開局)
TEL :0985-68-3189(09:30~17:30)
E-mail miyazaki_ouen_yado@scskslx.co.jp

< 参画誓約事項 >

※【提出期限】令和8年9月30日（水）（期限厳守）

（様式第2号）

九州ふっこう応援割～みやざき割キャンペーン～ 誓約書

標記補助金の申請に当たっては、以下のとおり誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

- ☐ 申請に係る施設は、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業を営む施設ではありません。
- ☐ 自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ☐ 割引適用の条件に不適合であった場合、また申請書類等に不備が判明した場合は、補助金額を変更することについて同意します。
- ☐ 本事業において虚偽または不正があった場合には、事業者名の公表、参加事業者登録の取消し、補助金の返還等の処分を受けることを承知しています。

宮崎県商工観光労働部 観光経済交流局観光推進課 御中
九州ふっこう応援割みやざき事務局 御中

令和8年 月 日

申請者団体名 _____

代表者氏名 _____ 印

17. 予約受付から精算までの流れ



申し込み・予約



予約の経路

- ①宿に直接予約
⇒ STAYNAVIに登録
- ②OTA(楽天・じゃらん)での予約
⇒ FAX・メールなどで宿泊施設へ予約通知
- ③旅行会社で予約
⇒ 旅行会社からの予約申し込み

チェックイン前



チェックイン時



精算業務



宿泊施設様での作業項目	予約経路		
	①宿泊施設へ直接予約	②旅行会社からの予約	③OTAからの予約
STAYNAVIの確認	●	×	×
利用申請書の印刷・準備	● (STAYNAVIから出力)	●	●
STAYNAVIの確定	●	×	×
利用申請書への署名	●	●	●

宿泊施設様での作業項目	予約経路		
	①宿泊施設へ直接予約	②旅行会社からの予約	③OTAからの予約
翌月5日までにSTAYNAVIの確定	●	×	×
翌月10日までに利用申請書の送付	● (送付先後日共有)	● (宮崎県旅行業協会へ送付)	● (送付先後日共有)
予約記録と利用申請書の突合作業	●	—	—
補助金額の振込	●	—	—

18. 利用申請書について（宿直）

1 署名頂く書類のご案内

「利用申請書」への署名を利用（代表）者は記入が必須
チェックイン時に必ず利用(代表)者の署名と全員分の名前の記載をお願い致します。
※すべての予約経路でも同様に署名が必要となります。



宿直用

STAYNAVI
自動記入のシートを
出力

実績情報

予約番号(他システム)	0000				
クーポン番号	HTMZ26-GG03-8533				
ご予約日	2026/09/16	プラン名	テスト予約		
おとな人数	1	こども人数	0	こども(無料)人数	0
チェックイン日	2026/09/29	チェックアウト日	2026/09/30	泊数	1
代表者(姓)	ヤマダ	代表者(名)	ハナコ	代理申請	
代表者電話番号	012012341234	代表者都道府県	東京都		
代表者住所	東京都千代田区				
メールアドレス	ttakahagi+hanako@peerto.jp				
会員(姓)	山田	会員(名)	花子	会員(電話番号)	012012341234
宿泊実績	未設定				
審査NG備考					

施設取分

宿泊代金		
徴収額 ※C:宿泊代金のみ		
¥27,000		
明細		
	施設代金	イブニング予約
A.販売額	¥27,000	¥0
B.九州ふっこう応援割引額(50%)	¥13,500	-
C.支払額	¥13,500	-

空白欄に上記記載の代表者以外の同行者の名前を記入
名前・フリガナ 必須
人数が多い場合は別紙名簿(任意様式)でも可

下記をご確認の上、チェックボックスにチェックを入れてください。

☒ 本宿泊はビジネス利用・公務での宿泊ではありません。

- ・申請内容に虚偽や間違いはありません。
- ・申請内容に不備があった場合や利用条件を満たさない場合は割引適用外となるについて了承のうえ申請します。
- ・助成金審査において県及び事務局の要請がある場合、資料提出や事情聴取に協力します。
- ・申請内容に疑義が生じた場合など、県の要請に応じ助成金を返金します。
- ・本事業の性質から都道府県又は事務局等より要請がある場合、お客様のパーソナルデータをお渡しすることがございますのであらかじめご了承ください。

※上記をご了承いただけない場合は、本事業対象外となります。

【施設使用欄】

署名(N)	連絡先(T)
備考(R)	

利用者記入欄
署名必須



20. 利用申請書について (OTA)

OTA用

書式は特設サイトからダウンロードしてご利用ください。

OTA経由の予約分は、「利用申請書」を宿泊施設が作成し、準備をするものとする。
宿泊施設はその書類を準備し、チェックイン時に利用者にご記入いただきます。

宿泊施設作成

OTA用

「九州ふっこう応援割～みやざき割キャンペーン～」旅行商品割引 利用申請書

① 記入欄

青塗り部分を手入力下さい。

旅行会社名	楽天トラベル ・ じゃらん		
宿泊施設名		施設住所 (市町村)	
フリガナ			
宿泊代表者名		様 ・ 予約番号	
チェックイン日	令和 8 年	月	日
チェックアウト日	令和 8 年	月	日
割引適用人数		名 宿泊数	泊

※ 本書面は宿泊施設にて事業終了後5年間保管下さい。

宿泊施設記入欄

② お客様記入欄

【重要確認事項】

利用者記入欄

旅行者(宿泊代表者及び同行者全員)が下記の事項を誓約します。

- ※ 宿泊代表者ご本人様が下記すべての項目のご確認および□にチェックをお願いします。
- ☐ 今回の旅行は令和8年9月25日以降の新規予約で間違いありません。
 - ☐ 今回の旅行はビジネス目的又は公務での利用ではありません。
 - ☐ 審査において「九州ふっこう応援割みやざき事務局」の要請がある場合、事情聴取等に協力します。
 - ☐ 申請内容に疑義が生じた場合など、「九州ふっこう応援割みやざき事務局」の要請に応じ、助成金(割引相当額)を返金します。
 - ☐ 個人情報、本事業の補助金手続きに利用し、補助金の申請先である自治体及び、事務局又はその委託先にのみ提供することを認めます。

上記の事項について、相違ありません。

令和 8 年 月 日 宿泊代表者署名 _____

宿泊代表者電話番号 _____

事務局記載欄
日付 /
サイン □

	氏名(カタカナ・フルネーム)	備考欄(添い寝幼児など)
①	宿泊代表者	
②	同行者	
③	同行者	
④	同行者	
⑤	同行者	

※ 旅行人数が5名以上の場合、氏名(カタカナ・フルネーム)の分かる名簿を別紙(任意様式)にて提出下さい。

※ 本書面により取得した個人情報は、当事業においてのみ使用し、その他の目的のために使用しません。

宿泊施設記入欄

- ☐ 上記、OTA(楽天トラベル・じゃらん)の予約で間違いありません。
- ☐ サインは間違いなく、本キャンペーンの割引を受ける方から頂いたものでまちがひありません。

ホテル担当者(印鑑又は署名)

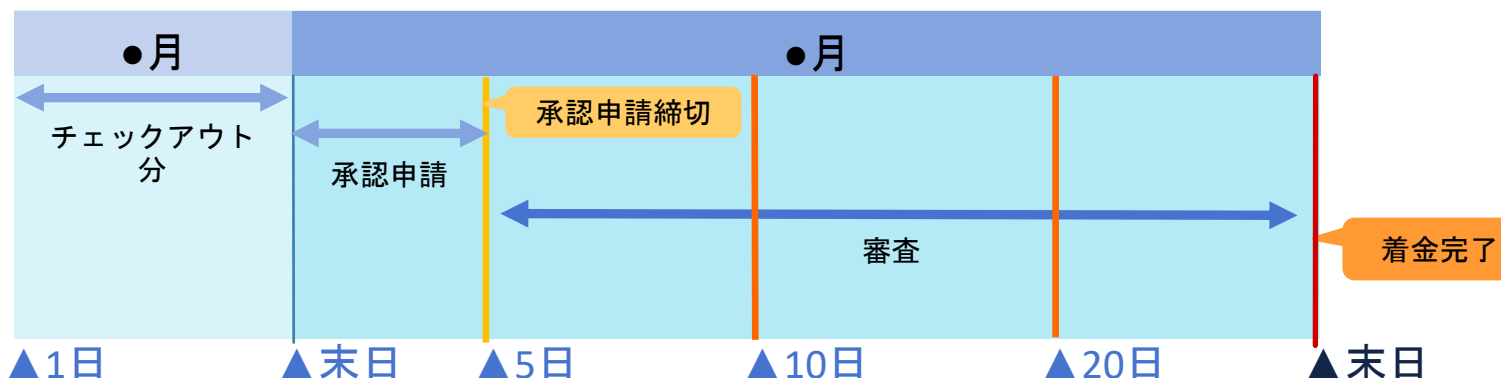
宿泊施設記入欄

2 1. 精算業務

==== 補助金精算の主な流れ =====

精算準備

- **毎月末日を締め日**として、補助金額を精算いたします。
- 承認・変更・修正は、**翌月5日まで**に、STAYNAVIシステムからご対応をお願いします。
- 翌月6日以降は、**宿泊施設様で変更・修正ができなくなります。**



※キャンペーン終了日より締め日の変動する可能性があります。

※休日、祝日、その他状況によって数日ずれる場合がございます。

締め日、入金予定等は随時管理画面よりご確認ください。

手順① 「STAYNAVIの申請内容」と「利用申請書」の突合作業

「STAYNAVIの申請内容」

「利用申請書」



手順② 「利用申請書」をコピーして、郵送する。原本は宿泊施設で5年間保管義務

「STAYNAVIの情報」と「利用申請書」を突合し、審査します

- 送料は宿泊事業者様負担でお願いします。
- **精算締め日の翌月10日着まで**に郵送をお願いします。例: 10月末締め→11月10日までに郵送

宿直・OTA分

九州ふっこう応援割 みやざき割事務局
〒880-0001 宮崎県宮崎市橘通西2丁目4-20 アクア宮崎ビル7F
(SCSKサービスリンクス内)
TEL:0985-68-3189

旅行会社

宮崎県旅行業協同組合
〒880-0035 宮崎市下北方町常盤元1032-3 プロムナーデ神宮206号
TEL:0985-29-8588 e-mail:kmi-anta@theia.ocn.ne.jp



22、精算業務

手順① 「STAYNAVI」と「利用申請書」の突合作業

□ 宿泊施設にてSTAYNAVIの内容と利用申請書が一致するかご確認ください。

手順② 「利用申請書」をコピーして送付状とコピー分を郵送。 原本は宿泊施設で5年間保管

□ 「利用申請書」は宿泊日の若い順番に束ねて、コピーの送付をお願いします。

□ 「利用申請書」は送付先が種類によって異なるためお気をつけください。

送付方法

宅配便又はレターパックプラス(赤色)など
追跡ができ、手渡しの方法にてご送付ください。
※送料は宿泊事業者様負担でお願いします。

※精算締日の翌月10日着で郵送をお願いします。
例:10月末締め→11月10日着で郵送

送付先

宿直・
OTA分

九州ふっこう応援割 みやざき割事務局
〒880-0001 宮崎県宮崎市橘通西2丁目4-20
アクア宮崎ビル7F(SCSKサービスリンクス内)
TEL:0985-68-3189

旅行会社

宮崎県旅行業協同組合
〒880-0035 宮崎市下北方町常盤元1032-3
プロムナーデ神宮206号
TEL : 0985-29-8588
e-mal:kmi-anta@theia.ocn.ne.jp

変更履歴

Ver	日付	更新内容
4.0	2026/09/25	HP掲載
5.0	2026/09/26	P19/P20 の書面のフリガナ欄を追記 P21/22 の送付先を追記
6.0	2026/10/09	P12 事務局を「九州ふっこう応援割宮崎事務局」から「宮崎県旅行業協同組合」に変更



23. 連絡先一覧

九州ふっこう応援割 みやざき事務局<宿泊事業者>

<お問い合わせ>

受付時間 9:30 ~ 17:30(土日祝日営業)

TEL : 0985-68-3189

Mail:miyazaki_ouen_yado@scskslx.co.jp

九州ふっこう応援割 みやざき事務局 <旅行者>

<お問い合わせ>

受付時間 9:15 ~ 17:00(土日祝日休業)

TEL : 0985-29-8588

FAX:0985-29-8744

Mail : kmi-anta@theia.ocn.ne.jp

九州ふっこう応援割 みやざき事務局<一般>

<お問い合わせ>

受付時間 9:15 ~ 17:00(土日祝日営業)

TEL :050-3669-2486

Mail: miyazaki_ouen@nta.co.jp

九州ふっこう応援割～みやざき割キャンペーン～ 特設サイト

※特設サイトにて随時更新しますので、ご確認頂くようお願いします。

<https://miyazaki-ouen.jp/>

事業に関する重要な報告などは九州ふっこう応援割 ～みやざき割キャンペーン～ 特設サイトに掲載するとともに、ご登録いただいたメールアドレスにご連絡いたしますので、定期的にご確認をお願いいたします。